

(別紙5)

日本学生オリエンテーリング連盟 ハラスメント防止に関するガイドライン

1. ポリシー

日本学生オリエンテーリング連盟（以下「日本学連」という）は、その加盟団体・加盟校の学生・生徒・会員およびその指導員等が、個人として尊重され、ハラスメントを受けることなく、オリエンテーリング活動ができるよう十分な配慮と必要な措置を取る。

- a. 人権に関する法令に従って連盟における多様なハラスメントの防止に努め、万一かかる事態が発生した場合には、これに対し迅速かつ適正な措置を取ることに最善の努力を傾ける。
- b. ハラスメントの苦情に対しては、連盟での適切な調査と慎重な手続を経たうえで、厳正な処分を含む効果的な対応をするために、関係者（事案の当事者の他、監督・指導の責任を負う者、利害関係を有する者を含む）のプライバシーの尊重と秘密厳守に留意する。
- c. 本ガイドラインにより、ハラスメントの定義を明らかにし、苦情・相談窓口の設置、苦情処理手続等を定め、苦情申立に対する不利益扱いの禁止、その他の報復措置の禁止、関係者のプライバシー保護、懲戒処分の勧告、研修や教育を通じた予防・啓発に努める。

2. ハラスメントの定義

ハラスメントとは、性別、社会的身分、人種、国籍、信条、年齢、職業、身体的特徴等の属性あるいは広く人格に関わる事項等に関する言動によって、相手方に不利益や不快感を与え、あるいはその尊厳を損なうことをいう。オリエンテーリング活動においては、優越的地位、指導上の地位、年令、継続的關係等を利用して、相手方の意に反して行われ、競技・練習環境を悪化させるパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、アルコール・ハラスメントなどがあると考え、以下の具体的ケースで説明する。

- a. パワー・ハラスメント（パワハラ）
 - i. 年齢や指導経験、競技経験などで優越的地位にある者が、意識的であるか無意識的であるかを問わず、その地位および権限を利用して、または逸脱して、現役生の意欲および環境を著しく阻害する結果をもたらす不適切な言動、指導または待遇を指す。

- ii. 「何もできないのだな」「文句を言うな」「さっさと辞めろ」などの言葉によるハラスメントのみならず、多数の者がいるところで罵倒する、暴力、体罰や本人の嫌がる仕事をさせる、仲間はずれにする、悪意から意図的に練習の進捗を妨害する、違法行為を強制する、必要な情報を意図的に伝えないなどの行為を挙げることができる。
 - iii. ただし、教育上厳しい指導が行われることがあり、パワー・ハラスメントとは区別されなければならないが、厳しい指導とは、本人のためになり、技術的向上、成長を促すものでなければならない。しかしながら、この目的を達成するためであったとしても「暴力の使用」や、年長であることを笠に着た威圧的、攻撃的、否定的、執拗な恫喝、体罰は許されるものではない。
 - iv. また、個々人の感じ方や微妙なニュアンスの違いもあって判断がむずかしいケースもあることは事実であるが、教育の名のもとに、感情的な言動や憂さ晴らしとしての言動は許されない。更に、主観的には教育としての言動であったとしても、それが行き過ぎて本人の人格やライフスタイルなどを否定する結果となってはならない。
- b. セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）
- セクシュアル・ハラスメントは、多様な形態を含んでおり、個々人の感じ方や微妙なニュアンスの違いもあって、判断がむずかしいグレーゾーンケースもあるが、以下の2タイプに大別される。
- i. 教育、指導、競技参加、助言、管理、個人の評価判定、その他連盟内での諸活動を通じて、性的な行動をする場合を指す。性的な行動には、性的な関係の強要、猥褻な写真や絵を見せる、身体的な接触や性暴力、更には、ストーキング行為等が該当する。
 - ii. 性的な言動（性的言動の甘受、視線や性的ジョーク等）が、個人の行動を不当に阻害し、不快感を与え、競技環境を著しく害する場合を指す。
 - 1. 性的な言動とは、性的な内容の発言を指し、性的な内容の発言には、性的ジョークや、からかいを含め性経験等の性的な事実関係を尋ねたり、性的な内容の噂を流したり、具体的に「胸やお尻が大きい」というような言動が

含まれる。

2. 相手方の意に反するその他の性差別的言動、同性間における同様な言動も含まれる。

c. アルコール・ハラスメント（アルハラ）

アルコール・ハラスメントは、アルコール飲料に関する嫌がらせを意味する用語・概念として用いる。NPO アルコール薬物問題全国市民協会（ASK）はアルコール・ハラスメントに当たる行為を以下の5つに定義している。

i. 飲酒の強要：

上下関係・部の伝統・集団によるはやしたて・罰ゲームなどといった形で心理的な圧力をかけ、飲まざるをえない状況に追い込むこと。

ii. イッキ飲ませ：

場を盛り上げるために、イッキ飲みや早飲み競争などをさせること。「イッキ飲み」とは一息で飲み干すこと、早飲みも「イッキ」と同じ。

iii. 意図的な酔いつぶし：

酔いつぶすことを意図して、飲み会を行なうことで、傷害行為にもあたる。ひどいケースでは吐くための袋やバケツ、「つぶれ部屋」を用意していることもある。

iv. 飲めない人への配慮を欠くこと：

本人の体質や意向を無視して飲酒をすすめる、宴会に酒類以外の飲み物を用意しない、飲めないことをからかったり侮辱する、など。

v. 酔ったうえでの迷惑行為：

酔ってからむこと、悪ふざけ、暴言・暴力、セクハラ、その他のひんしゆく行為。

なお、飲酒の強要・一気飲ませ・意図的な酔いつぶしなどは、一般に、なんらかの立場の優位（上級生、先輩であることなど、英語で言う「パワー」）を悪用して行われるので、それらは一般にパワーハラスメントの一種でもある。

3. 本ガイドラインの適用範囲および対象

a. 本ガイドラインは、日本学連に関する全運動部に適用する。

4. ハラスメントに関する相談窓口

- a. 日本学連は、被害を受けた学生・生徒あるいは指導員等が、安心してハラスメントの苦情を申し立て、相談を受け付けられるように日本学連事務局又は一般社団法人大学スポーツ協会の「UNIVAS 相談窓口」を相談窓口とする。
- b. 日本学連事務局は、理事会へ適宜相談事例を報告する。

1. 日本学生オリエンテーリング連盟

栃木県塩谷郡塩谷町船生 6082-68

山川克典記念館

Mail : uofj.jimu@gmail.com

2. 大学スポーツ協会 (UNIVAS)

東京都千代田区九段北 4-2-9 私学会館別館第二ビル 3F

一般社団法人大学スポーツ協会

UNIVAS 相談窓口 <https://www.univas.jp/soudan/>

TEL : 03-3234-0800

Mail:info@univas.jp

5. 本マニュアルの改廃

本マニュアルの改廃は、日本学生オリエンテーリング連盟幹事会の決裁をもつて行う。

(以上)

制定・改廃履歴

2025年1月25日制定